

学生生活の諸注意

新年度もすでに3ヶ月を経過しようとしています。在学生のみなさんにおいては、生活リズムが安定してきた時期だと思います。

しかしながら、最近になって、学内外から学生生活を心配する声が広がっています。

そのうち何点か重要事項を下記に示しますので、あらためて自らの生活を見直してみてください。

自転車運転ルールが変更されたことをご存知ですか？

2015年6月1日の道路交通法一部改正により、自転車の取り締まりが強化されました。

これにより、自転車の「危険行為」が定義づけられ、危険行為を3年以内に2回以上繰り返した場合、「自転車運転者講習」を受けることが義務付けられます。

また講習命令に違反した者には、5万円以下の罰金が科せられます。

該当する「危険行為」は以下の14項目となります。

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反（右側通行は一発アウト）
- ③ 歩行者専用道での徐行違反等（基本的に車道走行、歩道では徐行）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯の歩行者妨害
- ⑥ 遮断機が下りた踏み切りへの進入
- ⑦ 交差点での優先道路通行車妨害等
- ⑧ 交差点での右折車妨害等
- ⑨ 環状交差点での安全進行義務違反等
- ⑩ 一時停止違反（一旦停止して、地に足を付ける）
- ⑪ 歩道での歩行者妨害
- ⑫ ブレーキのない自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反（傘さし運転、イヤフォンをつけたままの運転はアウトの可能性）



本学周辺でも、車道の右側を走行している自転車や、イヤフォンをつけたまま走行している姿をよく見かけます。自転車を利用する方は注意してください。

一人暮らしのマナーを再確認しましょう

近隣住民の方から、本学生が住む部屋が夜遅い時間まで騒がしいとの苦情が届いています。暑くなり窓を開けることも増えるこの時期、特に注意しましょう。

ゴミの分別、指定日のゴミ出しがなされていないことがあるようです。ルールをきちんと守りましょう。

日常生活の安全対策

氏名・住所・電話番号などの個人情報は、簡単に教えないようにしましょう。署名や押印は慎重に！！

1. 悪質商法

下宿先やアパートに出向き、物品の押し売りをする詐欺まがいの「悪質商法」が横行し、被害も出ています。不要なものはきっぱりと断ることが肝心ですが、購入・入会する場合は、即決せずに家族や知人に相談しましょう。

2. クレジットカード

クレジットカードでの買い物は、現金がなくても商品やサービスを購入できますが、「クレジット」「ローン払い」はすべて借金です。必要以上の買い物は避け、計画をしっかりと立てて活用しましょう。また、紛失や盗難に遭わないよう、管理を徹底しましょう。

3. インターネットトラブル

メールをはじめ、情報収集や買い物、ゲームなどインターネットは私たちの暮らしと切り離せません。それにともない、インターネットに関連する消費者相談も増え続け、新しいトラブルが次々と発生しています。国民生活センターに相談があったトラブル例を参考に被害にあわないように注意しましょう。

被害に遭わないために……

① メールでの請求、身に覚えのない請求は無視する。

(相手先の電話番号やメールアドレスに、安易に連絡しない。)

② 振り込む前に、警察や家族に相談する。

③ 怪しいサイトは見に行かない。

誘導されてアクセスしてしまった場合でも、危ないサイトだと感じたら、それ以上のアクセスをやめること。(サイト内にウイルスが仕込まれており、気づかない間にウイルスに感染してしまう恐れも。)

④ 利用規約は必ずチェックする。

4. SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

昨今ではSNS(facebook、twitter 等)の普及により、多くの人と接点を持つ機会が増えました。人との交流が盛んになる反面、トラブルも増加しています。SNSでの不用意な発言から、大きな問題に発展するケースもあります。登録している個人情報や、発言の内容など、情報の公開には注意を払い、こういった情報は「一生自分の記録として残ってしまう」事を自覚しましょう。



5. 防犯対策

外部から不審者が構内に入り込み、危害を加えられるケースも考えられます。特に夜間や休日等に大学施設を利用する場合は、単独行動はできるだけ避けましょう。夜遅くまでの居残りは、やむを得ない場合を除き極力しないように！

一人暮らしの女子学生を狙ったのぞき・窃盗に十分注意してください。帰宅時はカギだけでなく、チェーンもしっかり掛けましょう。また、夜間の一人歩きは避けるようにし、やむを得ない場合は、街灯のある大通りを通るように心掛けましょう。

ストーカー被害にあった場合は、毅然とした態度で臨みましょう。被害が拡大する前に家族・友人・警察や学生支援班に相談しましょう。

ハラスメントに対する知識を深めましょう

ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性又は広く人格等に対する言動によって相手に不利益や不快感を与え、その尊厳を損なう人権侵害をいいます。

ハラスメントには、以下の種類があります。

① セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意思に反して不利益や不快感を与える性的な言動・嫌がらせを行うこと。

② アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

教育指導や研究活動に関係する妨害や嫌がらせをしたり、不利益を与えること。

③ パワー・ハラスメント（パワハラ）

優越的地位にある者がその立場を利用して、嫌がらせ等の言動をすること。

④ アルコール・ハラスメント（アルハラ）

飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為をすること。

⑤ その他のハラスメント

上記の類型に合致しない人権を侵害する言動もハラスメントに該当します。

ハラスメントを防止するために、以下のことに注意しましょう。

●加害者にならないために

加害者が意識しなくても、相手が不快と受け止めればハラスメントになりえます。同じ言動が家族・友人など自分の身近な人に向けられて我慢できるかどうかをまず考えてください。

●被害者にならないために

被害を続けて受けない為には、その行為が不快なことを相手に伝えることが肝心です。不快なときは、嫌だとはっきり意思表示をしましょう。また、一人で我慢して悩まず、できるだけ早期に信頼できる友人や本学のハラスメント相談員に相談しましょう。

学生間では、アルハラには特に注意が必要です。未成年への飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶしは絶対にせず、飲めない人への配慮も欠かさないようにしましょう。

夏場の衛生管理は大切です！

夏場は細菌が繁殖しやすい高温多湿の日が続く、食品に付着した細菌は大幅に増殖します。大量の細菌が付着した食物を口にすると、細菌そのものや細菌が産生した毒素が体内に入り、食中毒が引き起こされる可能性が高まります。きちんとした予防方法を取り、家庭から食中毒をなくしましょう。

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント(厚生労働省より)

- ① 食品の購入：新鮮なもの、消費期限を確認して購入する
- ② 家庭での保存：持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫で保存する
(冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意。目安は7割程度。)
- ③ 下準備：手を洗う、きれいな調理器具を使う
- ④ 調理：手を洗う、十分に加熱する
- ⑤ 食事：食卓につく前に手を洗う、室温に長く放置しない
- ⑥ 残った食品：きれいな容器に保存する、再加熱する
(ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに捨てましょう！)



駐車・駐輪マナーを心がけましょう

最近、学内バイク駐輪場に自転車が駐車されていたり、自転車駐輪場の枠外に自転車が立て掛けられていることを多く見かけます。

また、大学周辺道路に本学生が乗用車を路上駐車していると、近隣住民の方から報告も届いています。法令遵守はもちろんのこと、学内駐輪についてもマナーを守り、定められた場所に駐輪してください。

サークルへの注意

学内施設使用について

使用許可がないまま学内施設を使用し、他団体とトラブルになっているケースがあります。

学内施設を使用する際は、必ず事前(極力1週間前まで)に使用申請し、使用許可を得てください。

学内施設使用時間について

サークル部室等専用施設は午前7時から午後10時まで、体育館等共用施設は午前9時から午後9時までと、使用時間が定められています。

後片付けの時間も含めて使用時間ですので、指定時間以外は使用しないよう、徹底してください。

また、使用後は消灯、換気扇・エアコン等の停止、窓の施錠等を必ず確認してから退室してください。

集会・行事等開催、行事等参加について

学内で集会・行事を開催する際、または学外での行事に参加する際には、必ず届を提出してください。行事の間に怪我や事故が発生した場合、正式な届があれば学研災が適用できるケースがあります。

★なんでも相談窓口【学生支援班】

利用時間：月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15

場 所：学生支援班（本館Ⅰ棟②番窓口）

電 話：083-252-0289

E-mail：gakusei@shimonoseki-cu.ac.jp

★ココロとカラダの相談窓口【健康相談室】

利用時間：月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15（カウンセリングは要予約）

場 所：健康相談室（本館Ⅱ棟1階自動販売機前）

電 話：083-253-8986（直通）

E-mail：kenkousoudan@shimonoseki-cu.ac.jp

★ハラスメント相談窓口【学生支援班・健康相談室】

利用時間：月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15

電 話：083-253-8166（学生支援班 ハラスメント等相談窓口）

083-253-8986（健康相談室）

E-mail：harass@shimonoseki-cu.ac.jp